

第7章 地域計画の実現に向けて

本計画において「目指すべき将来像」として掲げた「里沼のまち・館林市「文化財未来ビジョン—つなぐ文化財×つながるまちづくり—」」の実現のため、推進のための推進体制を整備するとともに、計画で位置付けた具体的事業と二つの重点プロジェクトの進捗管理を行っていく。

1 地域計画の推進体制

(1) 地域計画の推進体制

地域計画の進捗にあたっては、館林市(教育委員会文化振興課・関係課)が文化庁や群馬県と調整を行うほか、文化財の所有者や関係者・関係団体、民間事業者、住民や地域、学校などと連携を図りながら、計画に位置付けた具体的措置に取組み、文化財の保存・活用とそれに関わるひとづくり・まちづくりにおける課題を解決していくものとする。

(2) 文化財保存活用推進協議会の設置

なお、地域計画の進捗管理については、計画作成にあたって組織された「館林市文化財保存活用地域計画協議会」を基本として移行し、(仮称)「館林市文化財保存活用推進協議会」を新設し、具体的事業の進捗状況と成果指標(K P I)を管理する。

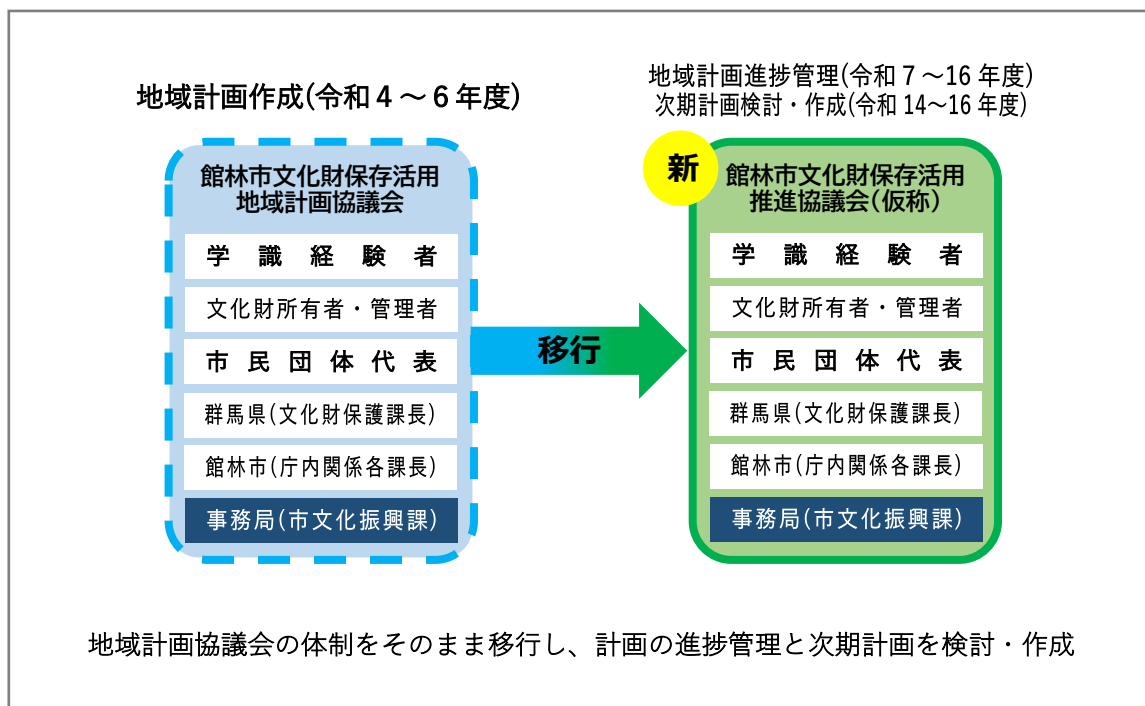


図 7-1 館林市文化財保存活用推進協議会への移行図

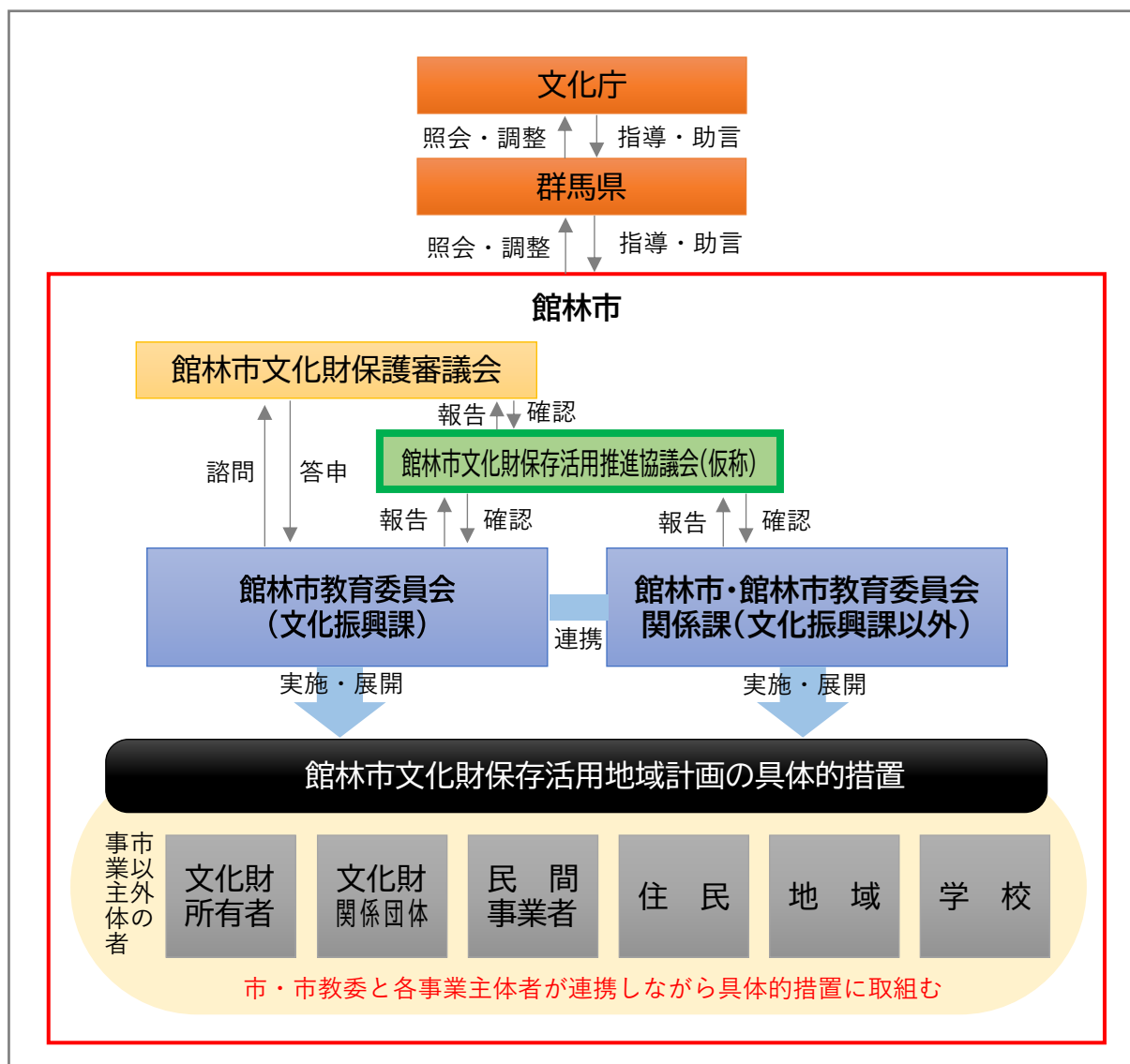


図 7-2 館林市文化財保存活用地域計画推進体制図

2 地域計画の進捗管理

(1) 具体的事業と二つの重点プロジェクト

具体的事業と二つの重点プロジェクトの進捗管理については、計画期間である令和7～16年度(2025-2034)の10か年のうち令和7～9年度(2025-2027)を「前期」、令和10～13年度(2028-2031)を「中期」、令和14～16年度(2032-2034)「後期」として3区分し、中・長期的な管理を行うものとする。

令和 (年度)	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
期別	前期			中期			後期			

表 7-1 計画期間

(2)PDCAサイクルの構築

本地域計画の計画期間は、令和7年～16年度の10か年としており、計画に位置付けた具体的事業と二つの重点プロジェクトを実行していく。一方、市総合計画や都市計画分野をはじめとする各分野基本計画との連動したひとづくり・まちづくりに取組むことが重要なことから、社会情勢の変化や関連計画の見直しなど状況の変化に応じて適宜計画の見直しを行うことが重要である。

そのため、「後期(令和14～16年度)」には、次期計画への移行を含めて本計画での取り組みの達成度評価などの検証を行いながら、計画改定に向けた協議も行っていくこととする。

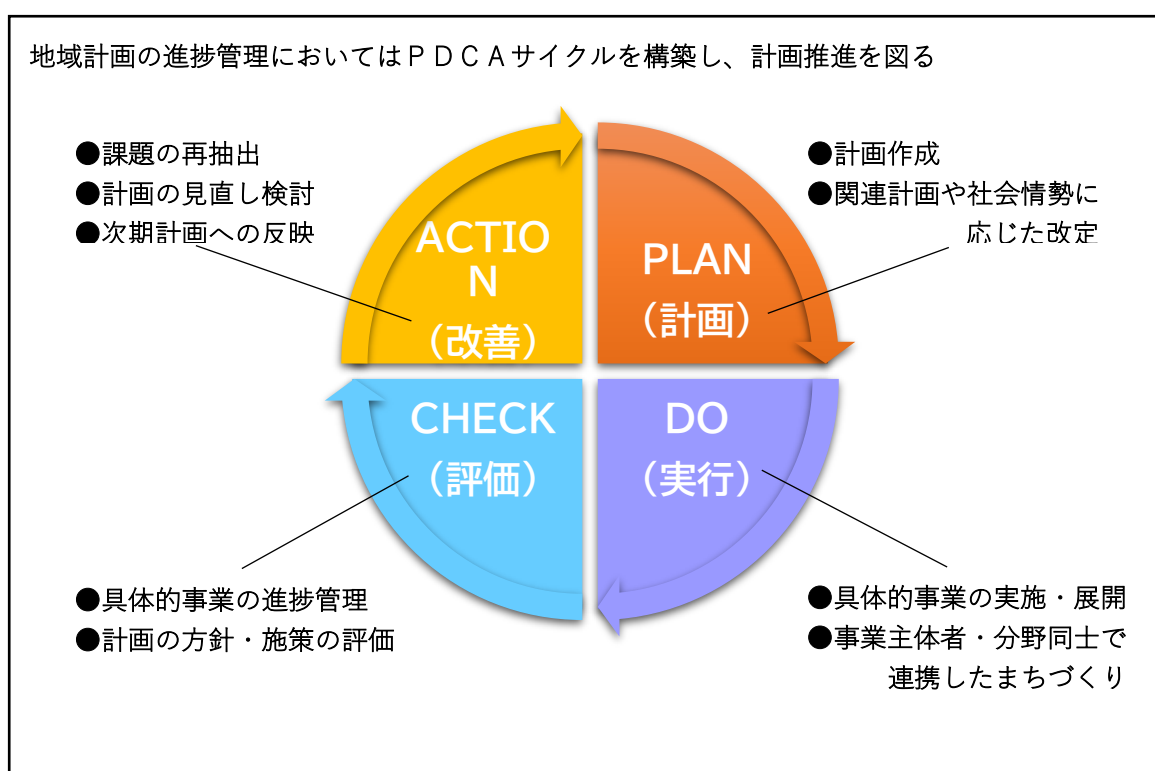


図 7-3 館林市文化財保存活用地域計画における PDCA サイクル

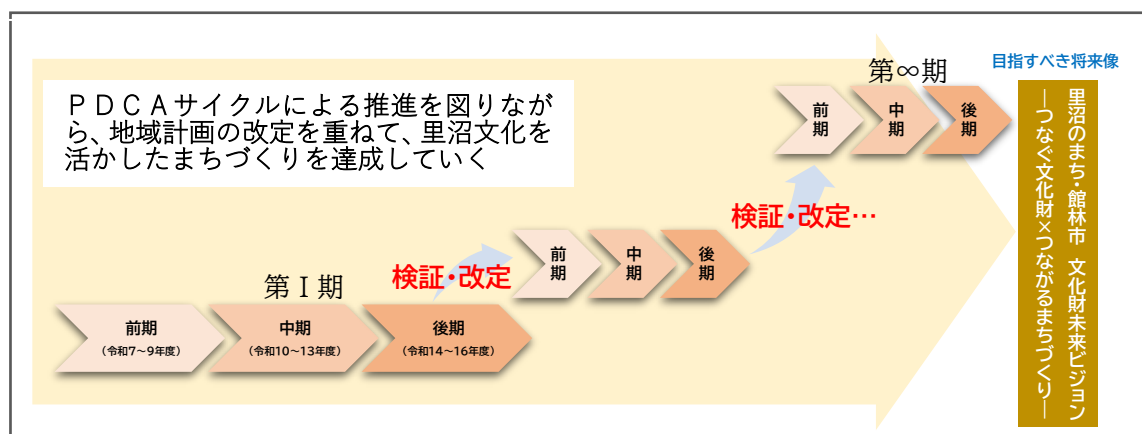


図 7-4 館林市文化財保存活用地域計画の更新